

# 庄原市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 25 年 3 月 13 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、庄原市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、庄原市議会における会派（以下「会派」という。）又は議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月分は交付しない。

2 政務活動費は、交付請求を受けた日から 30 日以内に交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第 4 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 3 万円を乗じて得た額を交付する。

2 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があったときは、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(議員に対して交付する政務活動費)

第 5 条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、月額 3 万円を交付する。

2 半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する

月の翌月分(その日が基準日にあたる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1、議員にあつては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日若しくは議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派若しくは議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還をさせなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

( 透明性の確保 )

第 11 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

( 委任 )

第 12 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 6 条関係 )

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査及び現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、コピー代、翻訳料、委託料等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍（電子書籍含む）、法規類の追録代、DVD等購入費、有料データベース利用料等）
広報費	会派の調査研究活動，議会活動及び市の政策について市民に報告し，PRするために要する経費（印刷製本費、郵送料、会場費等）
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等）

別表第 2 ( 第 6 条関係 )

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、コピー代、翻訳料、委託料等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍（電子書籍含む）、法規類の追録代、DVD等購入費、有料データベース利用料等）
広聴費	議員が市民からの市政及び議員の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等）